

令和6年第8回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年8月26日（月）第8回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、令和6年第8回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

4番 関 口 清 委員、13番 松 井 研 吉 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明い

たします。今回は売買10件、贈与2件、交換3件、賃借権設定1件、営農型太陽光発電転用に伴う区分地上権設定1件の合計17件の許可申請が提出されました。一点、補足させていただきたい案件がございまして、議案書5ページの10番、藤江町の案件になります。8月20日に事務局で現地調査に伺ったところ、一部申請地にプレハブ小屋が設置されているのが見受けられました。そのため、代理人に確認したところ、本日の総会の日までにそれを撤去するのは難しいということで、3か月程度、期間があれば撤去が可能という話になりました。このことにより、この案件に関しては3か月以内にプレハブ小屋を撤去するという条件付きで許可をするのが良いかと思われまます。また、もし、期間内に撤去がされていなかった場合には、許可の取り消しという扱いになるというのも条件として含めるのが良いと思います。以上が補足となりまして、その他の案件に関しては、別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の見野の件は、見野の●●さんから、東京都の●●さんへの売買による所有権移転になります。何ら問題はありませので、ご承認のほど宜しくお願い致します。

◎田島正男委員 2番と3番は交換ということですので合わせて説明させていただきます。2番と3番の千渡の件は農地の交換になります。交換すると、●●さん、●●さんのそれぞれの家の近くなるということで、以前にも一度お話があったそうですが、その時はまとまらなかったとのことです。2人とも専業農家ですので、何の問題もございませので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。4番の千渡の件は、●●さんから●●さんへの売買による所有権移転です。事務局のお話の通り、問題ないと思しますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

◎竹澤 靖委員 5番板荷の件は、こちらはですね●●夫さんは譲り受けた後はブルーベリーを栽培するというので計画を立ててございませ。●●さんも若干高齢ではありますけども後継者もいますので何ら問題ないと思しますので、ご承認のほどよろしくお願いしたいと思ひます。

◎関口 清委員 6番の上野町の件は、市街化区域の農地の交換でありまして、別に問題ありませんのでご承認のほど、よろしくお願いいたします。

◎高村秀男委員 7番の下沢の件は、下沢の古峰ヶ原街道と大芦川に挟まれたところの土地でございませが、何ら問題ないと思しますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

- ◎小林和夫委員 8番の上久我の件は、●●さんから●●さんへの売買による所有権移転になります。●●さんは新規就農という形になりまして、自宅近くの畑2筆が対象になります。家庭菜園という形で現在も管理されておりますので、何ら問題はないと思います。
- ◎仲田裕子委員 9番は、上石川の●●さんと上殿町の●●さんの件は、●●さんはただ今経営規模拡大中とのことで、いろいろなところに農地を求めて農業を拡大しているそうです。何ら問題ありませんので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。
- ◎小平敏男委員 10番の藤江町の件は、●●さんから●●さんへの譲渡による所有権移転になります。先ほども事務局の方から説明があったとおり、この場所については一部プレハブ小屋が設置されております。先ほどの内容のとおり、条件つきで3ヶ月以内に撤去という形でお願いをしたところでございます。本人の親同士が仲がいいもんですから、そういう関係で家庭菜園をやるということであります。何ら問題はないと思いますので、ご承認のほどよろしくお願ひしたいと思います。
- ◎金子重博委員 11番、12番の件は、隣接する畑で、中粕尾の●●さんと日光市の●●さんから●●への売買です。また東京の●●さんは●●の社員で法人所属の農業従事者です。問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。13番は貝島町、●●さんから埼玉県●●さんへの売買です。●●さんは畑を購入後、自家消費野菜を作るということで問題ありませんので、ご承認よろしくお願ひいたします。14番と15番は隣接する畑で中粕尾の●●さんから●●への賃貸借権と、中粕尾の●●さんから●●への売買による所有権移転です。また●●の取締役の●●さんは法人所属の農業従事者で問題ありませんので、ご承認お願ひいたします。続いて16番上永野の件は、上永野の●●さんから上永野の●●さんへの売買です。●●さんは兼業農家で問題ありませんのでご承認をお願ひいたします。
- ◎青木正好委員 17番、深程の件は、●●さんから●●さんへの譲渡による所有権移転です。●●さんは●●さんと従妹関係にありまして、この土地は●●さんの自宅のに隣接した農地でありますので、何ら問題はありませぬのでよろしくお願ひします。
- ◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から17番について許可することとし、但し10番については条件付き許可とすることに決定した。
- ◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。
- ◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。7ページをご覧ください。1番は上永野地内において、●●さん申請の材木

置場への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり
が10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当し
ます。以上4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと
判断しました。ご審議をお願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎松井研吉委員 8月19日に橋本事務局長、宇賀神係長、永嶋主査、関口委員、そして私の
5名で現地調査を行いました。1番の件は永野川沿いにある農地で、業務上必要な施設であ
りまして、周囲の農地への影響もないと思われ、問題ないと思っていましたのでよろしく
お願いいたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎金子重博委員 1番、●●さんの申請の上永野の件は、材木置場のための転用です。現地調
査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番につ
いて許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、
議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説
明いたします。8ページからご覧ください。1番は、見野において●●申請の太陽光発電設
備への転用であります。申請地は周囲を田及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に
位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。2番は下沢において●●申請の営農型
太陽光発電設備への一時転用であります。申請地は周囲を道路及び山林に囲まれた農地であ
り、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。本申請は営農型太
陽光発電設備として、太陽光発電設備の下で榊を栽培する計画であり、令和16年までの1
0年間、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられております。一時転用期間満了
後も事業を継続する場合には、再度転用許可申請を行うことが必要となります。3番は西沢
町において、●●申請の資材置場への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれ
た農地であり、上下水道管が埋設され、近隣に2以上の公共施設又は公益的施設が存在する
ので、第3種農地に区分されます。続いて、9ページをお開き下さい。4番は茂呂において、
●●申請の駐車場への転用であります。申請地は周囲を雑種地、道路及び宅地に囲まれた農
地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。なお、お配
りした案内図に記載のとおり、市街化区域と市街化調整区域にまたがっている土地であるた

め、総面積3,909㎡の内、調整区域にあたる2,998㎡を転用許可申請として、市街化区域にあたる911㎡を転用届出として提出しています。5番は白桑田において、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。6番は南上野町において、●●申請の農地改良への一時転用であります。申請地は周囲を道路、畑及び水路に囲まれた農地であり、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。7番は口栗野において、5番と同一事業者である●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を宅地及び畑に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。続いて10ページをお開き下さい。8番は口栗野において、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑、山林及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。9番は中粕尾において、●●申請の資材置場への転用であります。申請地は周囲を宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。以上、5条転用9件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、5番の案件が●●委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、同案件について現地調査員の報告を求めた。

◎関口 清委員 8月19日に現地調査を行いました。5番につきましては、現地に問題はありませんでしたので報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎神長守雄委員 現地は、●●さんの自宅から500m程のところの道路の右側で何ら問題ないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長は、5番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、5番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議長は●●委員の入室を促し、引き続き現地調査員の意見を求めた。

◎関口 清委員 1番から4番、また6番から9番につきまして、現地に問題のある状況はありませんでしたのでご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の見野の件は、●●への売買による太陽光発電設備への転用です。現

地調査員の報告のとおり何ら問題はありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎高村秀男委員 2番は、先ほど第3条で承認をいただいた場所と同一です。現地調査員の報告のとおり何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎奈良茂男委員 3番西沢の件は、茂呂の●●さんから、同じく茂呂の●●への賃借権設定による資材置場のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませんので、ご承認をよろしくお願いしたいと思います。

◎神長守雄委員 4番の茂呂の件は、●●さんから●●への売買による駐車場への転用です。案内図にありますとおり市街化区域と調整区域にまたがった農地ですが何ら問題はありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎小平敏男委員 6番の南上野町の件は、●●さんから●●への農地改良のための一時転用ということです。この場所は窪地で長年作物ができない状態で、そこへ盛土をするということで何ら問題ないと思いますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎神山卓也委員 7番の口栗野の件は、口栗野の●●さんから東京都中央区の●●への太陽光発電設備のための転用になります。現地は口栗野の思川開発建設所、元の栗野町役場の裏手の住宅が密集した場所にある農地として、現地調査委員と事務局の説明のとおり問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。続きまして、8番口栗野の件は、口栗野の●●さんから群馬県の●●への太陽光発電設備のための転用になります。現地は栗野の給食センター調理場の裏手になります。周囲も太陽光発電等設備が設置されている山間の場所ですので、ただいまの説明のとおり何ら問題はない場所かと思っておりますのでよろしく申し上げます。

◎金子重博委員 9番の中粕尾の件は、栃木市の●●さんから深津の●●への賃貸借権による資材置場のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めた。

◎柴田 忠委員 2番に関連して営農型太陽光発電について教えてほしいのですが、今までも出てましたが、10年毎の更新とか3年毎の更新というのは、これは何か基準があるのでしょうか。

◎事務局（永嶋主査） お答えします。営農型太陽光発電設備は一時転用ということで基本的には3年以内の許可期間になります。更新する場合は3年毎に一時転用申請を行うのですが、

営農者が認定農業者の場合ですと許可期間が3年から10年に延びることになります。今回申請の●●さんは昨年度に認定農業者になっていますので10年ということになります。他にも第2種農地や第3種農地に作る場合も10年適用があります。そういった条件を満たすと10年間の許可期間が与えられるようになります。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、5番を除く1番から9番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号と議案第5号「農用地利用集積計画について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第4号と5号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和6年8月9日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規の利用権設定と中間管理事業について記載しております。議案書11ページから12ページをご覧ください。新規の利用権設定が2件、10筆、10,742㎡となっております。議案書13ページから15ページをご覧ください。中間管理事業が4件、10筆、25,740㎡となっております。これら合計6件、20筆、36,482㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。議案第4号と5号についてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号と議案第5号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第4号の1番と2番及び議案第5号の3番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時58分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年8月26日

議 長

署名委員

署名委員
